

教育データの利活用に関する有識者会議の運営について（案）

令和 2 年 7 月 7 日

教育データの利活用に関する有識者会議

教育データの利活用に関する有識者会議（以下「本会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（会議の公開）

第 1 条 本会議は原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第 2 条 本会議の会議資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第 3 条 本会議の議事概要は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。